

# 税務課からのお知らせ

## ◎ 固定資産税に関する届け出について

### ● 家屋を取り壊したとき・・・

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されますので、平成26年1月2日から平成27年1月1日までに家屋を取り壊した場合は、「とりこわし申告書」を提出することにより平成27年度の固定資産税が課税されないことになります。

届け出がない場合には、取り壊し内容を確認することが困難ですので、前年同様に課税される場合があります。必ず届け出をしてください。

#### 届け出の方法

- ◆ 登記のある家屋の場合・・・法務局で滅失登記の手続きをしてください。  
(※滅失登記がすぐ行えない場合は、とりこわし申告書を提出してください。)
- ◆ 未登記家屋の場合・・・とりこわし申告書を提出してください。  
⇒家屋には、法務局に登記をしている家屋と、登記していない家屋（未登記家屋）がありますのでご注意ください。

### ● 未登記家屋の相続、売買等で所有者の変更があったとき・・・

未登記家屋で、届け出がない場合は、所有者の変更があった事実を把握できませんので、必ず届け出をしてください。

届け出がないと、旧所有者のまま課税されることとなりますのでご注意ください。

### ● 所有者（納税義務者）が亡くなられた場合・・・

固定資産の所有者（納税義務者）が亡くなられた場合は、通常、法務局で所有権移転登記（相続登記）手続きをしていただくこととなりますが、事情により平成27年1月1日（賦課期日）までに所有権移転登記ができない場合は、固定資産税に関する書類を受け取る代表者を決めていただき、届け出をしてください。

### ● 家屋を新築・増築したとき・・・

家屋を新築・増築等された場合には、連絡をお願いします。家屋の完成後、家屋調査を実施させていただきますので、ご協力をお願いします。

届け出のない家屋については、建築年までさかのぼって課税される場合がありますのでご注意ください。

### ● 土地の地目変更について

土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の土地の利用状況によって地目を設定し、課税されます。

地目の設定は、原則として一筆ごとに行い、その土地の利用状況や利用目的を観察して判断します。

土地登記簿上の地目と現況の地目とが一致していない場合には、登記簿上の地目にかかわらず利用状況により課税地目を決定します。この課税地目は、納税通知書に同封されている課税明細書の、現況地目欄で確認することができます。

課税地目と異なる利用状況に変更した時は、届け出をしてください。届け出により現況を確認します。

<注意事項> ※法務局へ地目変更の登記をする場合は、届け出は必要ありません。

札幌法務局日高支局 〒056-0005 新ひだか町静内こうせい町2丁目4番1号 電話 0146-42-0415

#### ・現況地目の認定基準

現況地目の認定の基準は基本的には不動産登記法上の取り扱いと同様で、田・畑・宅地・池沼・山林・原野・鉱泉地・牧場及び雑種地の9種類の地目に分類しています。

- 田 : 農耕地で用水を利用して耕作する土地
- 畑 : 農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
- 宅地 : 建物の敷地およびその維持もしくは効用を果すために必要な土地
- 鉱泉地 : 鉱泉（温泉を含む）の湧出口及びその維持に必要な土地
- 池沼 : 灌漑用水でない水の貯留地
- 山林 : 耕作の方法によらないで竹木の育成する土地
- 牧場 : 家畜を放牧する土地
- 原野 : 耕作の方法によらないで雑草、かん木類が生育する土地
- 雑種地 : 上記のいずれにも該当しない土地

※「雑種地」の評価は、雑種地の売買実例や附近の土地の価額に比準してその価額を求めます。

（例 登記地目が宅地の場合、宅地比準価額となる場合があります。）

## ● 平成27年度は「評価替え」の年です

固定資産税は、1月1日に土地や家屋を持っている人に課税される税金です。税額は土地や家屋の価格（評価額）を基に計算しています。

土地の価格は常に変わります。家屋は古くなれば価値が下がります。土地や家屋の価値に見合った税額を決めるため、評価額の見直しを行うことを評価替えと言います。評価替えは3年に1度行われ、平成27年度は、その年に当たります。

## ◎ 軽自動車などの異動手続きはお早めに！

軽自動車税は、軽自動車やオートバイやトラクターなどを毎年4月1日現在所有している方に主たる定置場所の市町村で課税されます。車両を異動（譲渡・廃車）したり、納税義務者が転出・転入された場合は手続きが必要です。また月割税制度がなく、4月2日以降に車両の異動があっても、その年度の税金は全額納めていただきます。車検切れの場合でも、廃車手続きをされていなければ課税されますので、**速やかに手続きをしてください。**

### 税止めの手続きについて

日高町で課税の対象となっている「室蘭」ナンバーの軽自動車やバイクを、室蘭地区以外や道外で廃車または住所変更・名義変更などの登録変更をしたときは、税止めの手続きが必要となります。

税止めの手続きは基本的に自己申告となっていますが、軽自動車検査協会等が有料で代行手続きをしています。くわしくは軽自動車検査協会や運輸支局にご確認ください。

### ■税止めの手続きの方法

#### －税止めの手続きの方法－

自己申告により手続きをする場合は、受付印のある次のいずれかの書類を日高町税務課に持参するか郵送してください。

#### －税止めの手続きに必要な書類－

- ・軽自動車税申告書、又は軽自動車変更（転出）申告書
- ・車検証返納証明書または届出済証返納証明書のコピー
- ・新ナンバーおよび旧ナンバーの車検証のコピー

税止めの手続きをされないと、日高町で車両の登録状況を把握できないために、軽自動車税が課税され続け てしまうことがありますのでご注意ください。

### ■その他

※「室蘭ナンバー」等で既に解体・滅失・行方不明・譲渡等となっているが、諸事情により抹消・移転登録が出来ず課税されている場合は、日高町役場税務課または日高総合支所地域住民課へご相談ください。

## ○軽自動車の各手続き場所

1. 原動機付自転車(オートバイで排気量125cc以下)、小型特殊自動車(トラクターなど)

[日高町で廃車し、転出先で登録する場合]

→手続き場所：日高町役場税務課課税グループ、日高総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、または現在居住している市町村役場の軽自動車税担当  
(日高町のナンバープレート・印鑑をお持ちください)

2. 軽自動車(125cc超250cc以下のオートバイを含む)

→手続き場所：軽自動車検査協会室蘭事務所(室蘭市日の出町2丁目39番2号/電話 050-3816-1766)  
または最寄りの陸運支局(市区町村役場では手続きできません)

3. 二輪の小型自動車(250cc超のオートバイ)

→手続き場所：室蘭地区自家用自動車協会  
(室蘭市日の出町3丁目4番11号/電話 0143-44-5662)  
または最寄りの陸運支局(市区町村役場では手続きできません)

※ 用意するもの：事前に各手続き先にご確認ください。

2・3の手続きについては、販売店等による代行も可能です。(有料)

※ 既に車両が廃棄され、ナンバー及び書類がないため廃車ができない場合は、連絡をお願いします。

### ＜届け出及び連絡先＞

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 税務・住民グループ

電話 01457-6-2001